

## 農地法第3条許可申請について

氷見市内の農地又は採草牧草地について、所有権の移転、賃借権・使用貸借権の設定などを行う場合は、農業委員会の許可が必要です。

○ 申請締切日 毎月15日（土日祝日に当たる場合は翌日）

○ 提出書類等

申請書 … 1通 ※押印不要→受付時に申請者等の本人確認を行う（運転免許証等の提示）

添付書類

- ・ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） … 【法務局】
- ・ 公図写し（申請地を赤で囲む） … 【法務局】
- ・ 位置図（住宅地図等で申請地の場所形状を赤で表示）
- ・ 経緯書（今回の権利移動に至った理由やどちら側の要望かなど簡単にまとめたもの）

その他の添付書類

- ・ 譲渡人又は譲受人の住所が市外の場合は、住民票謄本 … 【市町村役場】
- ・ 譲渡人の住所が登記簿と違う場合は、戸籍の附票 … 【市町村役場】
- ・ 譲受人の住所が市外の場合は、耕作証明 … 【市町村役場】
- ・ 筆界が境界標、段差、構造物等で確認できない場合は、筆界を示す写真（適宜図面上に撮影方向を示すこと）
- ・ 法人にあっては、定款又は寄付行為の写し
- ・ 農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社に限る。）にあっては、組合員名簿又は株主名簿の写し

経営移譲年金受給者ではないこと（受給停止になります）

農地相続（贈与）納税猶予者ではないこと（納税猶予打ち切りになります）

※ 添付書類は、農業委員会受付前3ヶ月以内のものとしてください。

※ 申請書はこれまで捨印により訂正処理できましたが、押印を不要とすることによりこの訂正方法ができなくなり、様式の差し替えによる方法となります。但し、押印のあるものについては捨印による訂正を可とします。

◎ お問い合わせ

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地

氷見市農業委員会事務局

TEL 0766-74-8096

FAX 0766-74-1447

## 【農地法第3条の主な許可基準】

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- \* 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること(すべて効率利用要件)
- \* 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと(農業生産法人要件)
- \* 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- \* 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)

※令和5年4月1日より、下限面積（5反）要件が廃止されました。また、地域との調和要件の中に、今後策定される地域計画の達成に支障が生じないことが追加されました。

### 申請前に必ずチェックしてください。

- |  |        |
|--|--------|
| <input type="checkbox"/> 譲受人の経営面積の中に遊休農地（耕作放棄地）はありませんね。          | はい・いいえ |
| <input type="checkbox"/> 今回の申請農地の筆境はわかりますね。                      | はい・いいえ |
| <input type="checkbox"/> 今回の申請農地はすべて効率的に耕作しますね。                  | はい・いいえ |
| <input type="checkbox"/> 周辺農地の営農に支障をきたすこと <sup>注1</sup> はありませんね。 | はい・いいえ |

すべて「はい」にならない場合は、申請できません。

注1：地域の水利基準や防除基準に従わない、草刈りを行わないなど